

環境の状況

Ⅲ 廃棄物に関するデータ

1 ごみ処理事業

(1) 現況

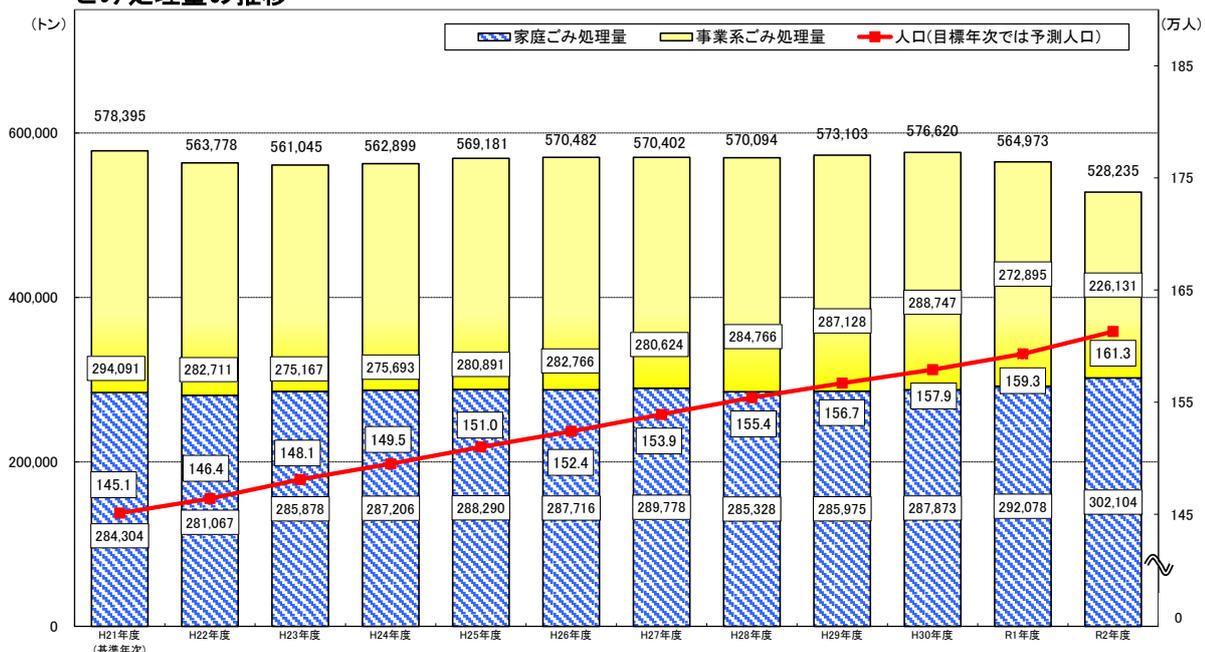
平成23年12月に策定した「新循環のまち・ふくおか基本計画～第4次福岡市一般廃棄物処理基本計画～」において、令和7年度までに、ごみ処理量を47万トン、ごみのリサイクル率を38%以上とする目標を掲げており、目標の達成のために、市民・事業者・行政の適切な役割分担のもと、発生抑制、再使用に重点をおいた市民の意識向上と行動促進のための啓発を行うとともに、事業系ごみ資源化推進ファンドを活用した専用ホームページによる情報発信や、資源化技術の実証研究等の支援に加え、補助金を活用した民間による資源化施設の整備を積極的に進めているところである。

令和2年度のごみ処理量は、家庭ごみ約30万2千トン、事業系ごみ約22万6千トン、合計約52万8千トンとなり、前年度と比べて約3万7千トン減少した。また、ごみのリサイクル率については30.9%となり、近年は横ばいで推移している。

家庭ごみについては、人口の増加に加え、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う外出自粛やテレワークによる在宅時間の増加、通販、テイクアウト等の利用拡大などにより、ごみ処理量は前年度と比べて約1万トン増加し、市民1人1日あたりのごみ処理量（家庭ごみ原単位）も増加した。今後は、新たな生活様式に対応するとともに、家庭での食品ロス削減や、マイボトルの利用促進、不要なものを断る「リフューズ」による発生抑制の取組みを強化していく必要がある。

事業系ごみについては、好調な経済状況の中、事業者への指導・啓発の取組み等により、処理量はほぼ横ばいで推移していたが、令和2年10月から開始した古紙の分別区分追加の効果に加えて、新型コロナウイルス感染症の影響による営業自粛や時短営業、インバウンド・MICEの減少等により、ごみ処理量は前年度と比べて約4万7千トン減少した。国内外の人の交流が途絶えたことにより、一時的にごみ処理量が大きく減少しているが、長期的には影響は小さくなるものと考えられることから、今後も古紙分別の制度定着を一層進めるとともに、「福岡エコ運動」等による食品ロス削減など、更なるごみ減量施策に取り組む必要がある。

ごみ処理量の推移



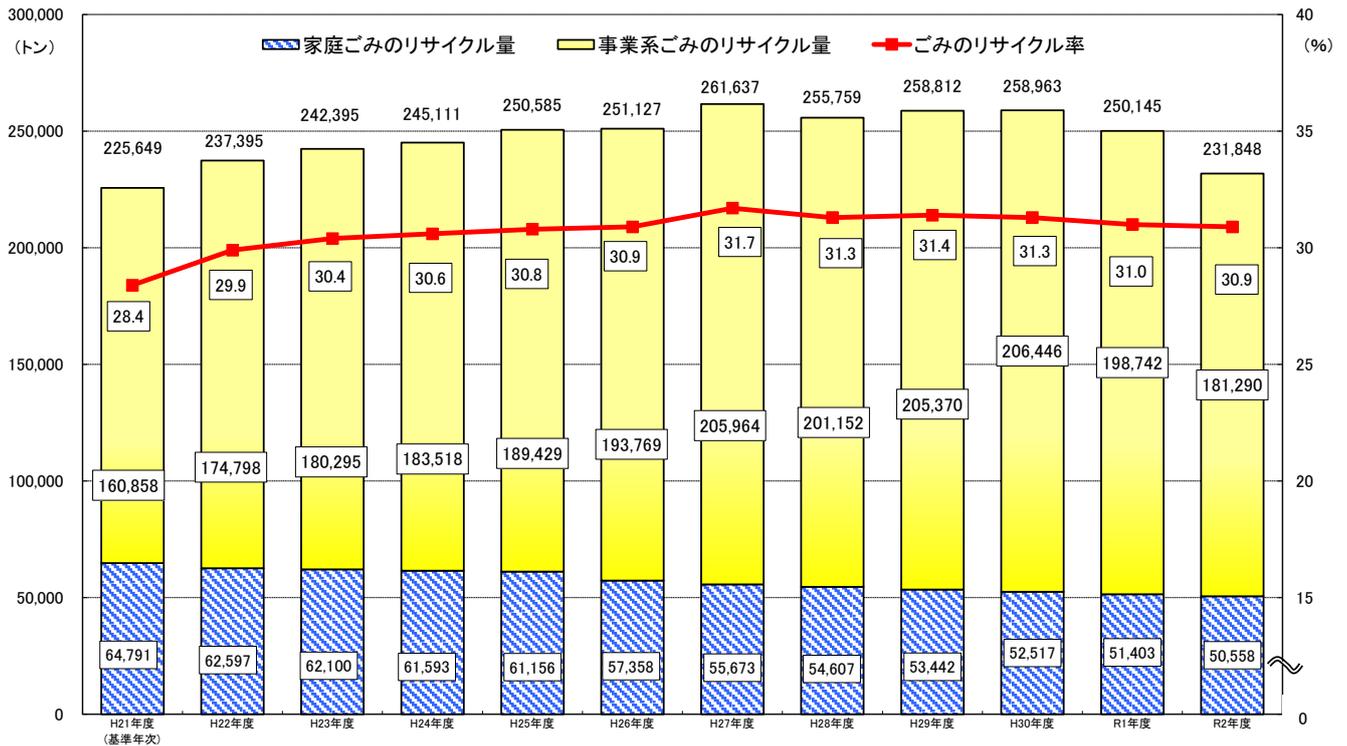
※「ごみ処理量」とは、ごみ排出量のうち、資源物及び地震や水害などの罹災ごみ等を除いた量

※(参考) 市民1人1日あたりのごみ処理量(家庭ごみ原単位)

(g/人・日)

年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
家庭ごみ原単位	537	526	528	526	523	517	515	503	500	499	501	513

ごみのリサイクル量と率の推移



※「ごみのリサイクル率」とは、「ごみのリサイクル量」を「ごみ処理量とごみのリサイクル量の合計（重複分を除外）」で除した割合

(2) ごみの収集・搬入

① 家庭系ごみ

家庭から排出されるごみについては、次の4つに分別し収集を行っている。

また、可燃性ごみ、不燃性ごみ、空きびん・ペットボトルについて、希望する市民に、平成20年10月からはごみ出し日をお知らせするメール配信サービス、平成29年4月からはLINEを活用した情報配信サービスを実施している。

ア 可燃性ごみ

家庭から排出される台所のごみなどの可燃性ごみは、市長が定めるごみ袋で各家庭が週2回、家の前など決められた場所に持ち出し、令和3年4月現在計162台の委託収集車で夜間収集を行っている。

イ 不燃性ごみ

家庭から排出される缶などの不燃性ごみは、市長が定めるごみ袋で各家庭が月1回、家の前など決められた場所に持ち出し、令和3年4月現在計29台の委託収集車で夜間収集を行っている。

ウ 粗大ごみ

家庭から排出される家具や家電製品などの粗大ごみは、各家庭が電話、インターネット又はLINE等で粗大ごみ受付センターに申し込み、指定された日に粗大ごみ処理券（有料）（手数料をオンラインで納付する場合は必要事項を記入した紙）を貼付して、家の前など指定された場所に持ち出し、令和3年4月現在計44台の委託収集車で昼間収集を行っている。平成13年6月1日からは、持ち出すことが困難な高齢者や障がい者などについては、屋内や玄関前から収集する持ち出しサービス（有料）を実施している。

（平成17年10月から土曜日収集を開始し、週6日の収集体制。）

エ 空きびん・ペットボトル

家庭から排出される空きびん・ペットボトルは、市長が定めるごみ袋で各家庭が月1回、家の前など決められた場所に持ち出し、令和3年4月現在計27台の委託収集車で夜間収集を行っている。

集められた空きびん・ペットボトルは、透明のびん、茶色のびん、その他のびん、ペットボトルに分類し、再商品化事業者に引き渡している。

② 事業系ごみ

ア 会社・商店等のごみ

会社・商店等のごみについては、ごみが識別できる容器（可燃用・不燃用・古紙用）により排出するよう努め、収集については、市長が許可した一般廃棄物収集運搬業者13業者の収集車137台で、主に夜間収集している。

また、廃油・廃プラスチック類等の産業廃棄物は、事業者が自ら処理するか産業廃棄物許可業者へ委託して処理している。

イ 市の公共施設のごみ

市立小・中学校や市の庁舎などから排出されるごみについては、市長が許可した一般廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物収集運搬業者により昼間収集している。

③ 公共系ごみ

ア 道路清掃等

昭和42年7月から、市内主要幹線道路についてロードスイーパー1台により委託清掃を開始し、その後、道路清掃範囲の拡大に伴い車両を増車し、令和3年4月現在10台、対象路線370.4kmの清掃を実施している。

なお、ロードスイーパーによる清掃が困難な市街地及び工場周辺については、昭和47年からダンプ車等及び人力による清掃を委託により実施し、令和3年4月現在2台、対象路線は78.8kmとなっている。

イ 河川清掃

昭和30年から清掃船による河川の浮遊ごみの清掃（委託）を実施しており、令和3年4月現在清掃船3隻で、市街地を流れる那珂川2.5km（那の津大橋～柳橋）、御笠川1.5km（千鳥橋～緑橋）、博多川1.3km（全域）の3河川5.3kmについて月に19日清掃を行っている。

ウ 堆積ごみ（不法投棄ごみ等）

道路上等に不法投棄された投棄者不明のごみ並びに町内清掃及びボランティア清掃等で集められたごみについて、委託業者により処理している。

不法投棄対策として、職員、委託による夜間の監視パトロール実施、監視カメラの設置及び平成17年から「地域活動報奨制度」を発足させ、市民の協力による監視体制の強化を図るとともに、警察等関係機関と連携を密にして不法投棄の防止、指導に努めている。

エ 犬猫等の死体収集

犬猫等の死体収集については、飼主があるものは1体1,000円で許可業者が有料収集し、飼主不明で路上等の放置死体については、委託業者が収集している。

④ 自己搬入ごみ

市民や事業者によって、工場や埋立場等に直接持ち込まれる一般廃棄物に加え、市の条例で定める産業廃棄物（中小企業基本法第2条第1項各号に規定する中小企業者（市内に事務所又は事業所を有するものに限る）が市内において排出した産業廃棄物のうち、廃プラスチック類、繊維くず等）を有料で受け入れている。

⑤ 市外受託ごみ

廃棄物処理などで相互協力関係にある自治体については、次のとおり処理を受託している。

久山町 昭和40年11月から可燃性ごみ、昭和63年4月から不燃性ごみの処理受託

那珂川市 昭和53年7月から不燃性ごみの処理受託

⑥ 参考図表

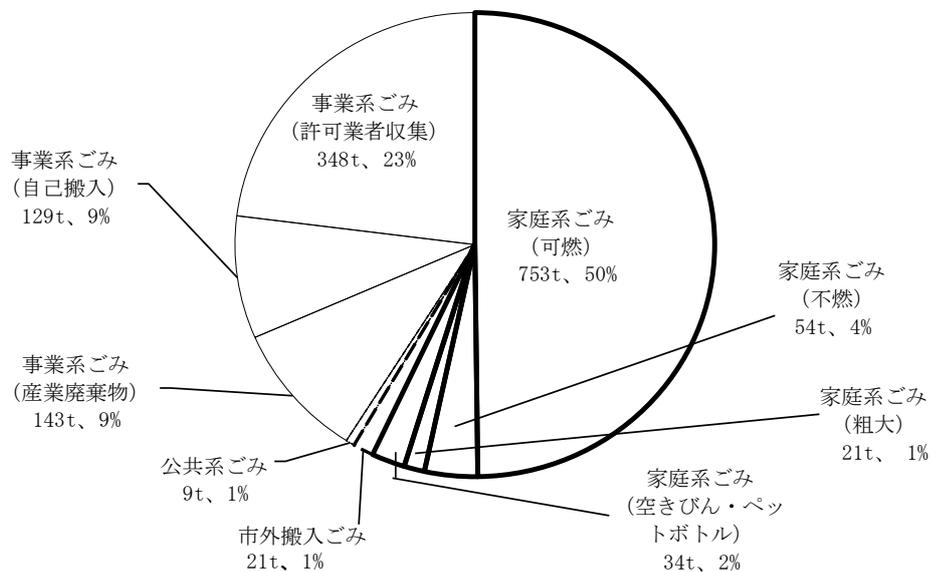
ア 収集運搬計画

ごみ収集対象世帯数 815,925世帯

区 分	処理主体	収集区域の範囲	収集回数	収集の方法	搬 入 先	
家庭ごみ	可燃性ごみ	市(委託)	本市の域	週2回	戸別収集 (集合住宅等はステーション収集)	工場
	不燃性ごみ			月1回		資源化センター
	空きびん・ペットボトル			月1回		びん・ペットボトル中継保管施設 又は西部選別処理施設
	粗大ごみ			申込の都度		工場又は資源化センター 又は3Rステーション
事業系ごみ	可燃性ごみ	許可業者又は排出者	本市の域	随時	戸別収集又は自己搬入	工場又は埋立場 一部については資源化センター
	不燃性ごみ					許可業者、排出者又は収集運搬業者
公共系ごみ	道路清掃ごみ	市(委託)	主要幹線道路等	週6回～月1回	/	工場又は埋立場 一部については資源化センター
	街路清掃ごみ			月3回～月1回		
	河川清掃ごみ			月19日		
	不法投棄等の堆積ごみ	市(委託)	随時	焼却処理施設		
	犬猫等の死体	市(委託)及び許可業者	本市の域			随時

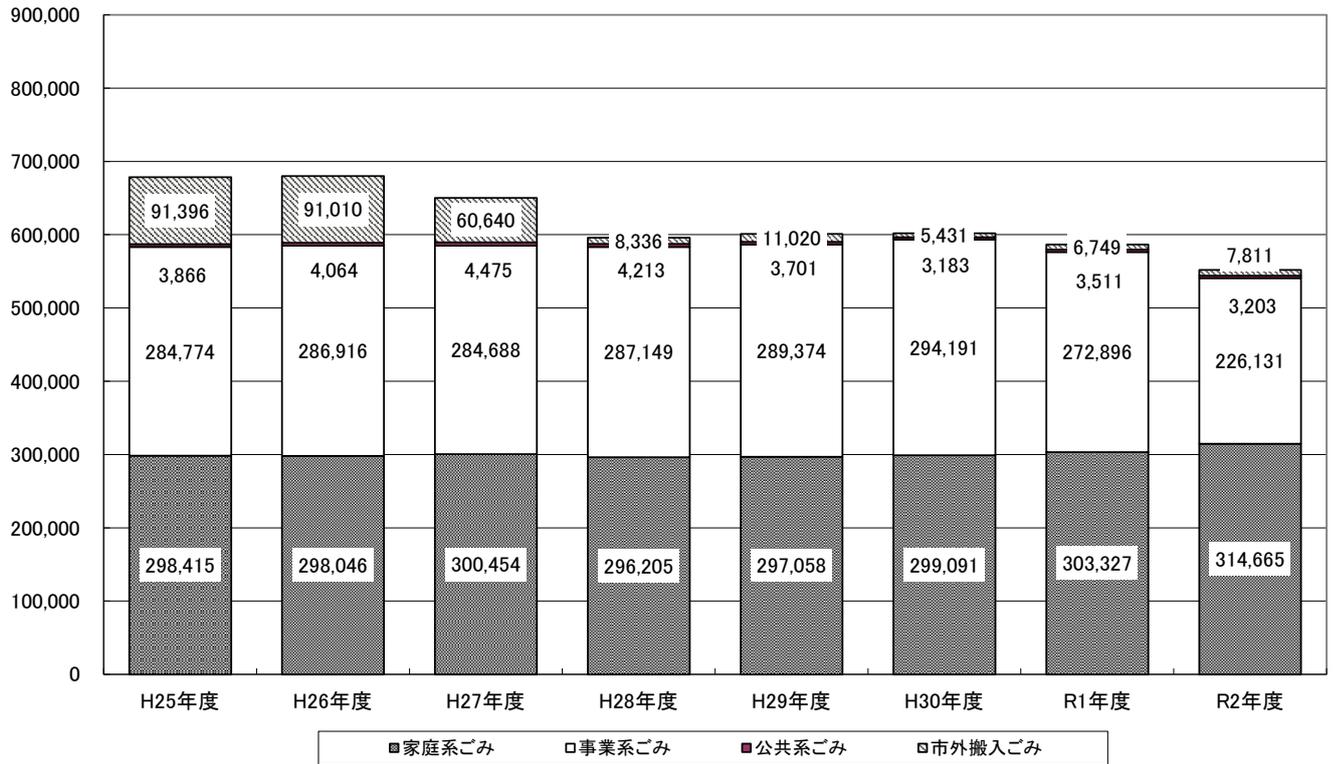
イ ごみ排出形態別収集搬入量比 (令和2年度実績)

福岡市に搬入されるごみ量は日量換算で1,512 tである。その形態別の収集搬入量は以下のように分類される。



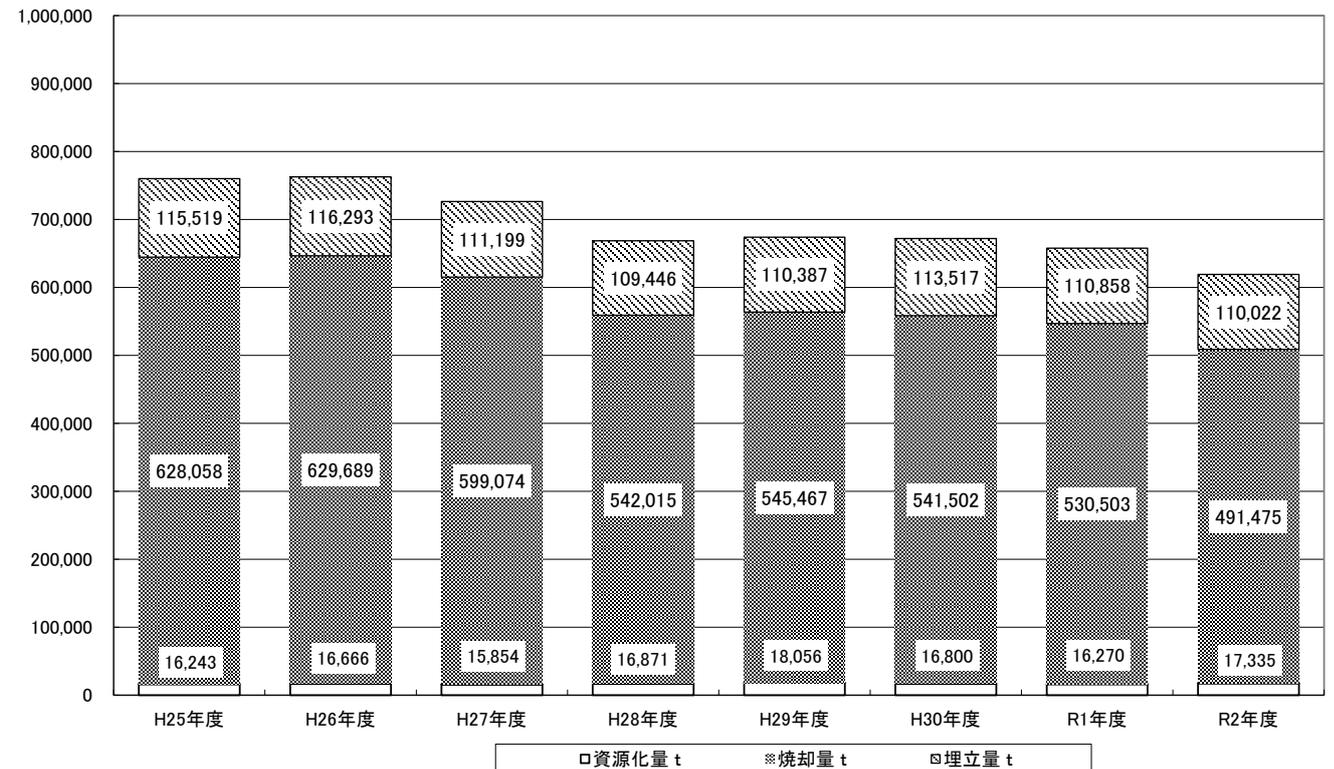
ウ ごみ収集・搬入量（形態別）の推移

収集・搬入量(t)



エ ごみ処理・処分量の推移

処理・処分量



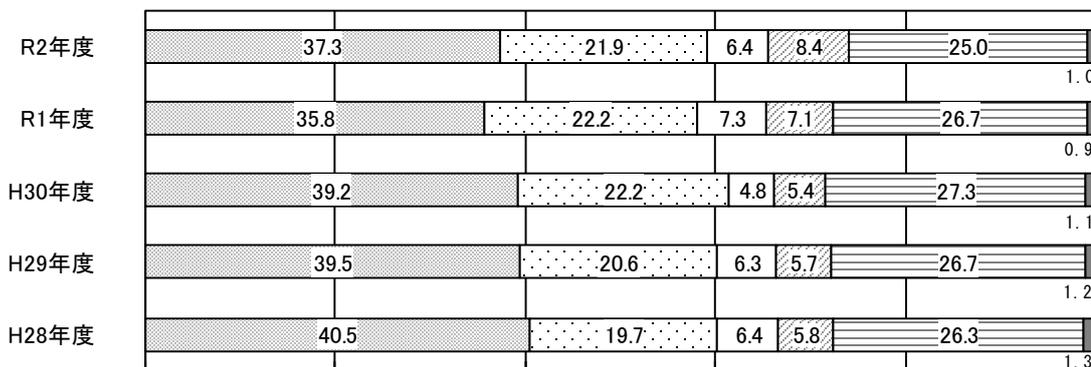
オ ごみの組成・発熱量

(ア) 可燃性ごみの組成及び発熱量 (家庭ごみ、事業系ごみ) (単位：%)

区分	年度	H28	H29	H30	R1	R2
紙類		44.3(40.5)	43.6(39.5)	44.1(39.2)	40.8(35.8)	40.8(37.3)
高分子類		26.2(19.7)	27.4(20.6)	29.4(22.2)	29.5(22.2)	28.3(21.9)
木片・わら類		5.6(6.4)	5.6(6.3)	4.0(4.8)	6.3(7.3)	5.6(6.4)
繊維類		7.4(5.8)	7.0(5.7)	6.8(5.4)	9.6(7.1)	11.0(8.4)
雑物		14.5(26.3)	14.6(26.7)	13.9(27.3)	12.3(26.7)	12.6(25.0)
不燃物		2.0(1.3)	1.8(1.2)	1.8(1.1)	1.5(0.9)	1.7(1.0)
計		100(100)	100(100)	100(100)	100(100)	100(100)
水分		40.3	38.3	39.8	40.6	40.2
低位発熱量 (kJ/kg)		11,300	11,700	11,900	11,900	11,700
" (kcal/kg)		2,690	2,790	2,840	2,830	2,800

組成は乾組成%で、()内は、湿組成%である。

資料：本市各工場のごみ分析結果をそれぞれの焼却量で加重平均したもの。



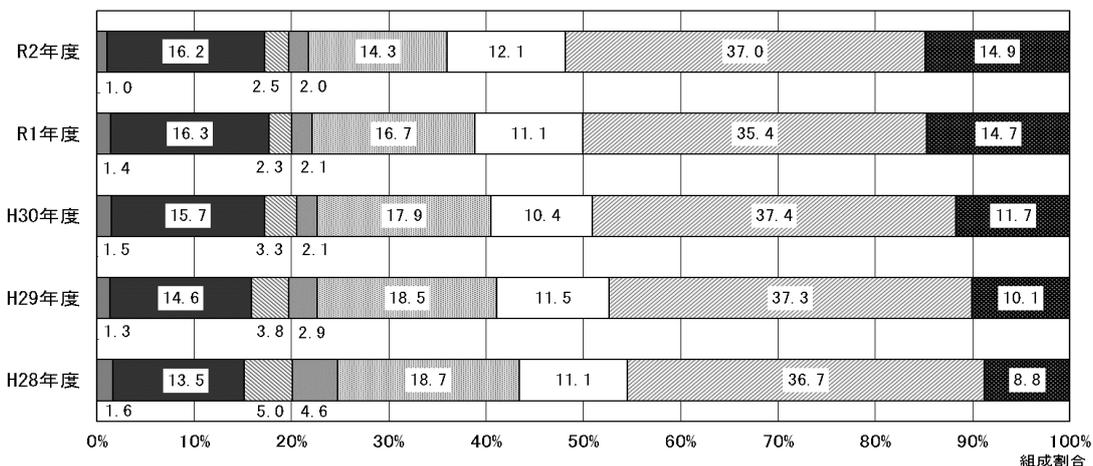
□紙類(湿組成) □高分子類(湿組成) □木片・わら類(湿組成) □繊維類(湿組成) □雑物(湿組成) ■不燃物(湿組成)

(イ) 不燃性ごみの組成 (家庭ごみ、事業系ごみ) (単位：%)

区分	年度	H28	H29	H30	R1	R2
紙類		1.6	1.3	1.5	1.4	1.0
高分子類		13.5	14.6	15.7	16.3	16.2
草・木		5.0	3.8	3.3	2.3	2.5
その他の可燃物		4.6	2.9	2.1	2.1	2.0
ガラス類		18.7	18.5	17.9	16.7	14.3
土砂・ガレキ類		11.1	11.5	10.4	11.1	12.1
金属類		36.7	37.3	37.4	35.4	37.0
家電製品類		8.8	10.1	11.7	14.7	14.9
その他の不燃物		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
計		100	100	100	100	100

組成は湿組成%である。

資料：本市各資源化センターのごみ分析結果をそれぞれの処理量で加重平均したもの。



□紙類 ■高分子類 □草・木 □その他の可燃物 □ガラス類 □土砂・ガレキ類 □金属類 ■家電製品類 □その他の不燃物

カ ごみ処理量の内訳

(単位：トン)

		H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	
家庭ごみ	可燃性ごみ	271,901	271,848	269,622	271,195	265,964	265,679	265,825	268,796	274,666	
	不燃性ごみ	11,709	12,579	14,184	14,331	14,868	15,524	16,440	17,014	19,787	
	粗大ごみ	可燃	1,559	1,651	1,649	1,740	1,742	1,883	2,175	2,380	2,924
		不燃	2,037	2,212	2,261	2,512	2,754	2,889	3,433	3,888	4,727
	計	287,206	288,290	287,716	289,778	285,328	285,975	287,873	292,078	302,104	
	人口(人) (10月1日現在推計人口)	1,494,603	1,509,842	1,524,053	1,538,681	1,553,778	1,567,189	1,579,450	1,592,657	1,613,361	
	家庭ごみ原単位 (g/人・日)	526	523	517	515	503	500	499	501	513	
事業系ごみ	一般廃棄物	可燃性ごみ	220,730	219,804	220,869	219,682	221,581	211,691	207,914	199,222	159,284
		不燃性ごみ	19,815	21,440	20,219	19,659	20,914	17,775	17,511	17,737	14,476
	産業廃棄物	可燃性ごみ	29,215	32,993	34,226	31,798	31,318	44,214	48,007	40,982	34,922
		不燃性ごみ	5,933	6,654	7,452	9,485	10,953	13,448	15,315	14,954	17,449
	計	275,693	280,891	282,766	280,624	284,766	287,128	288,747	272,895	226,131	
可燃性ごみ計		523,405	526,296	526,366	524,415	520,605	523,467	523,921	511,380	471,796	
不燃性ごみ計		39,494	42,885	44,116	45,987	49,489	49,636	52,699	53,593	56,439	
合計		562,899	569,181	570,482	570,402	570,094	573,103	576,620	564,973	528,235	

※「ごみ処理量」とは、ごみ排出量のうち、資源物及び地震や水害などの罹災ごみ等を除いた量

キ ごみのリサイクル量の内訳

(単位：トン)

		H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
家庭	地域集団回収等(リサイクルプラザ事業を含む)	46,686	45,241	40,265	38,686	37,421	34,515	32,398	30,717	27,674
	民間協力店(空きびん・ペットボトル)	2,112	2,174	2,148	2,183	2,167	2,126	1,997	1,996	2,066
	生ごみ処理機等購入費助成	962	928	679	532	421	332	238	173	104
	空きびん・ペットボトル戸別回収	7,210	7,786	8,014	8,318	8,521	8,759	8,999	9,071	10,291
	スーパーマーケット等による店頭回収	956	1,049	1,556	1,471	977	1,898	2,754	2,927	2,066
	鉄・アルミの資源化(C)※	3,667	3,977	4,695	4,428	5,023	5,715	5,989	6,347	8,175
	廃食用油のボックス回収	—	1	1	1	2	2	3	2	2
	蛍光灯・乾電池のボックス回収	—	—	—	9	20	25	38	42	42
	使用済小型家電回収	—	—	—	45	46	57	84	104	132
	古着の回収	—	—	—	—	9	13	17	24	6
小計	61,593	61,156	57,358	55,673	54,607	53,442	52,517	51,403	50,558	
事業系	事業所ごみ減量事業(食品残さを除く)	97,800	96,400	98,400	96,700	95,300	93,200	92,700	90,600	83,500
	小規模事業者の古紙及び機密書類の資源化促進	72,606	80,174	81,354	94,186	92,400	98,251	96,859	86,543	77,338
	市庁舎内古紙回収	1,576	1,562	1,562	1,585	1,523	1,447	1,605	1,696	1,723
	市直営資源回収(空きびん・ペットボトル)	38	39	30	31	34	29	27	21	22
	公共施設資源回収(蛍光灯・乾電池)	11	13	12	9	9	9	9	8	7
	廃木材の資源化	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	緑のリサイクル	3,856	3,832	4,110	4,043	2,358	2,227	5,471	9,959	11,638
	鉄・アルミの資源化(C)※	2,357	2,440	2,766	2,747	2,815	2,767	2,626	2,508	1,800
	工場での古紙回収(C)	219	212	216	193	176	153	134	110	39
	食品残さの資源化	5,055	4,757	5,319	6,470	6,537	7,287	7,015	7,297	5,223
	紙おむつの資源化	—	—	—	—	—	—	—	—	—
小計	183,518	189,429	193,769	205,964	201,152	205,370	206,446	198,742	181,290	
ごみのリサイクル量(A) (上記項目の合計)	245,111	250,585	251,127	261,637	255,759	258,812	258,963	250,145	231,848	
ごみ処理量(B) (本市ごみ搬入量より資源物等を除いた量)	562,899	569,181	570,482	570,402	570,094	573,103	576,620	564,973	528,235	
ごみ発生量(A+B-C=D)	801,767	813,137	813,932	824,671	817,839	823,280	826,834	806,153	750,069	
ごみのリサイクル率(A/D)	30.6%	30.8%	30.9%	31.7%	31.3%	31.4%	31.3%	31.0%	30.9%	

※Cについては、福岡市施設でごみとして処理された後にリサイクルされていることから、ごみ処理量(B)に含まれていることとなり、二重計上を避けるため、ごみ発生量から差し引いている。

※鉄・アルミの資源化については、処理施設への搬入量で家庭ごみと事業系ごみに按分した。

(3) ごみ処理量の推移

① ごみ区分別

総人口	年度												
	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	
① 家庭ごみ	可燃性ごみ	1,452,190	1,463,743	1,480,607	1,494,603	1,509,842	1,524,033	1,538,681	1,553,778	1,567,189	1,579,450	1,592,657	1,613,361
	不燃性ごみ	267,306	265,589	270,830	271,901	271,848	269,622	271,195	265,964	265,679	265,825	268,796	274,666
	粗大ごみ	13,819	12,179	11,647	11,709	12,579	14,184	14,331	14,868	15,524	16,440	17,014	19,787
	資源ごみ	3,179	3,299	3,401	3,596	3,863	3,910	4,252	4,496	4,772	5,608	6,268	7,651
	資源ごみ	9,189	9,375	9,370	9,477	10,125	10,330	10,676	10,877	11,083	11,218	11,249	12,561
	計	293,493	290,442	295,248	296,683	298,415	298,046	300,454	296,205	297,058	299,091	303,327	314,665
	(割合)	52.0%	53.1%	54.2%	54.3%	54.5%	54.5%	54.8%	54.3%	55.8%	56.2%	57.9%	64.0%
	※市民1日1人あたり排出量 (g)	554	544	545	545	543	537	534	522	519	518	520	534
	直営	4,137	4,358	4,153	4,190	4,248	4,258	3,214	3,212	2,982	1,670	211	0
	許可	175,314	167,355	168,188	165,887	166,625	165,391	164,837	162,735	161,755	161,096	160,858	126,879
② 事業系ごみ	81,487	74,991	68,239	71,463	70,371	71,439	71,290	76,548	64,729	66,035	55,890	46,881	
直営	83	87	97	75	83	55	46	41	26	8	1	0	
委託	1	1	1	1	3	2	1	1	1	1	0	0	
許可	12	4	4	4	1	0	0	0	0	0	0	0	
③ 公共系ごみ	4,603	4,365	4,355	4,029	3,796	4,093	4,017	2,341	2,219	717	0	0	
資源ごみ	265,637	251,161	245,037	245,649	245,127	245,238	243,405	244,878	231,712	229,527	216,960	173,760	
計	47.0%	46.0%	45.0%	45.0%	44.8%	44.8%	44.4%	44.9%	43.5%	43.2%	41.4%	35.3%	
堆積ごみ	1,613	1,308	1,127	1,232	1,220	1,259	1,145	1,086	814	252	241	76	
委託	2,806	2,516	2,114	1,844	1,668	1,861	2,212	2,235	2,133	2,187	2,450	2,262	
④ (①+②+③) 一般廃棄物	4,419	3,824	3,241	3,076	2,888	3,120	3,357	3,321	2,947	2,439	2,691	2,338	
市内収集搬入合計	707	662	627	688	753	700	910	748	693	684	754	805	
道路・街路くずかご清掃ごみ	337	295	222	208	225	244	208	144	61	60	66	60	
河川清掃ごみ	5,463	4,781	4,090	3,972	3,866	4,064	4,475	4,213	3,701	3,183	3,511	3,203	
計	1.0%	0.9%	0.8%	0.7%	0.7%	0.7%	0.8%	0.8%	0.7%	0.6%	0.7%	0.7%	
⑤ 産業廃棄物 自己搬入量	507,101	496,413	496,981	497,113	496,218	495,261	496,097	492,688	482,251	479,547	473,577	439,719	
可燃性	43,586	36,129	33,559	35,598	37,170	37,598	37,494	39,343	36,887	40,307	38,969	39,346	
不燃性	13,906	13,842	13,835	13,593	14,020	14,489	14,743	13,265	13,334	11,947	11,252	12,563	
資源ごみ	564,593	546,384	544,375	546,304	547,408	547,348	548,334	545,296	532,472	531,801	523,798	491,628	
計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
(割合)	32.800	31.053	29.308	30.420	32.993	34.226	31.798	31.318	44.214	48.007	40.982	34.922	
⑥ (④+⑤) 市内収集搬入 総合計	4,599	4,954	5,279	5,933	6,654	7,452	9,485	10,953	13,448	16,657	14,954	17,449	
可燃性	16	13	16	35	0	0	0	0	0	0	0	0	
不燃性	37,415	36,020	34,603	36,388	39,647	41,678	41,283	42,271	57,662	64,664	55,936	52,371	
資源ごみ	539,901	527,466	526,289	527,533	529,211	529,487	527,895	524,006	526,464	527,554	514,559	474,641	
計	48,185	41,083	38,838	41,531	43,824	45,051	46,979	50,296	50,335	56,964	53,923	56,795	
⑦ 市外搬入量	13,922	13,855	13,851	13,628	14,020	14,488	14,743	13,265	13,334	11,947	11,252	12,563	
可燃性	602,008	582,404	578,978	582,692	587,055	589,026	589,617	587,567	590,133	596,465	579,734	543,999	
不燃性	92,436	92,089	92,521	93,509	90,919	90,541	60,107	7,825	10,498	4,892	6,156	7,198	
資源ごみ	590	596	560	554	477	468	533	511	522	539	593	613	
計	105	29	21	28	0	1	0	0	0	0	0	0	
⑥+⑦ 収集搬入総量	93,131	92,714	93,102	94,091	91,396	91,010	60,640	8,336	11,020	5,431	6,749	7,811	
可燃性	632,337	619,555	618,810	621,042	620,130	620,028	588,002	531,831	536,961	532,446	520,715	481,839	
不燃性	48,775	41,679	39,398	42,085	44,301	45,519	47,512	50,807	50,858	57,503	54,516	57,408	
資源ごみ	14,027	13,884	13,872	13,656	14,020	14,489	14,743	13,265	13,334	11,947	11,252	12,563	
計	695,139	675,118	672,080	676,783	678,451	680,036	650,257	595,903	601,153	601,896	586,483	551,810	
処理に伴い発生する廃棄物	4,919	5,602	4,343	5,576	6,702	7,636	8,471	8,857	7,375	7,875	8,508	8,128	
焼却灰等	85,349	81,780	82,662	82,356	81,802	82,706	76,846	71,921	72,789	70,504	71,277	65,762	
焼却	638,897	626,786	624,559	628,280	628,058	629,689	599,074	542,015	545,467	541,502	530,503	491,475	
埋立	117,827	108,031	107,893	109,690	115,519	116,293	111,199	109,446	110,387	113,517	110,858	110,022	
資源化	18,447	16,541	15,435	15,138	16,243	16,666	15,854	16,871	18,056	16,800	16,270	17,335	
諸渡等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計	775,171	751,358	747,887	753,108	759,820	762,648	726,127	668,332	673,910	671,819	657,631	618,832	

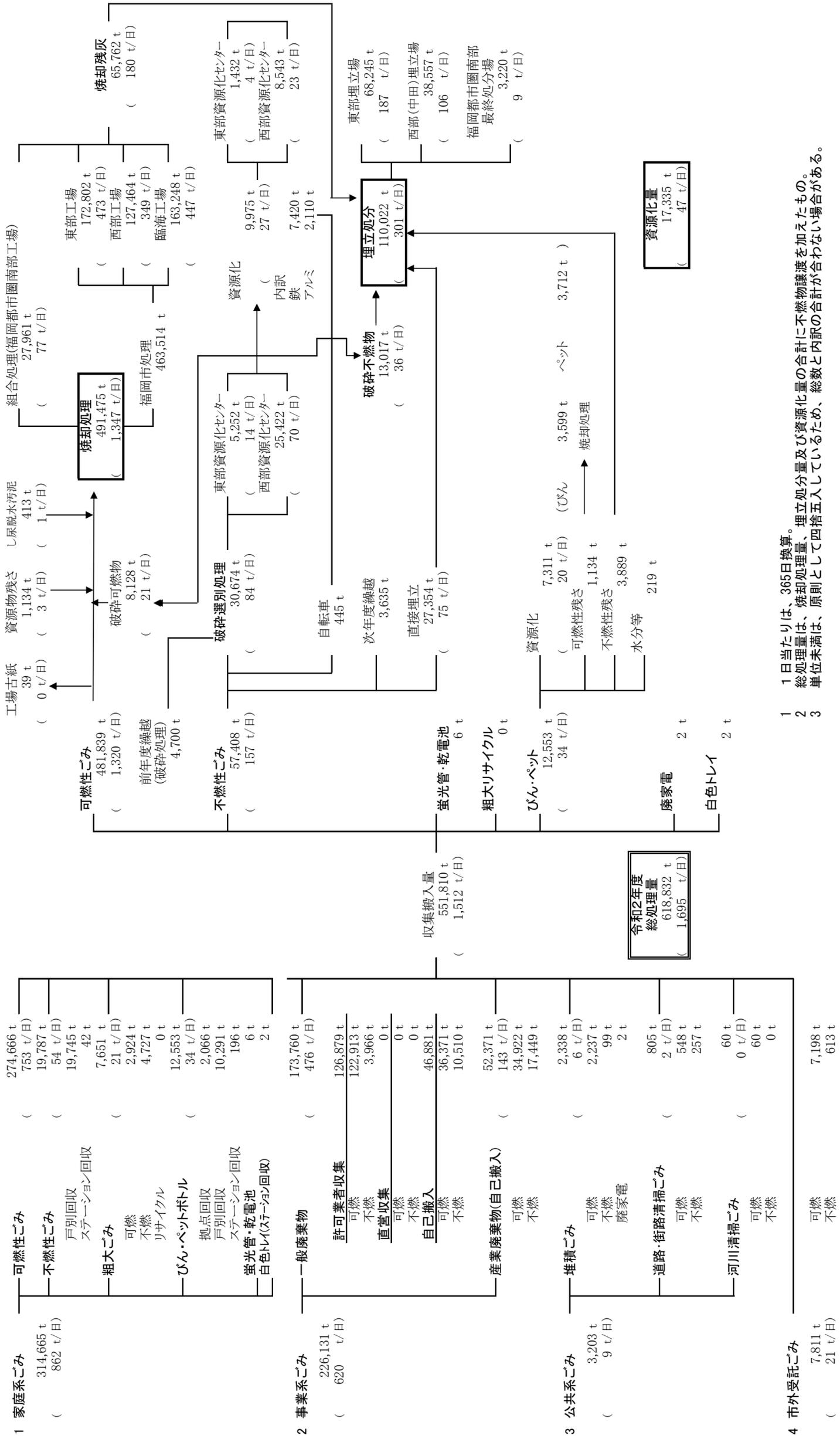
収集搬入量

② 収集形態別

年度	区分	市内分収集搬入量										市外からの搬入	焼却灰	その他 (不燃物譲渡等)	総量		対前年度比 (%)
		計	直営	委託	許可	自己搬入	うち産業廃棄物	搬入	合計	量							
H21	合計	602,008	5,833	297,344	175,326	123,505	37,415	93,131	79,328	704	775,171	2,124	96.3				
	可燃物	539,901	3,633	272,066	169,365	94,837	32,800	92,436	—	—	632,337	1,733	95.7				
	不燃物	48,185	2,106	16,081	5,949	24,049	4,599	590	79,328	700	128,803	353	98.6				
	資源ごみ	13,922	94	9,197	12	4,619	16	105	—	4	14,031	38	101.0				
H22	合計	582,404	5,753	293,916	167,359	115,376	36,020	92,714	75,806	434	751,358	2,059	96.9				
	可燃物	527,466	3,686	270,184	161,199	92,397	31,053	92,089	—	—	619,555	1,698	98.0				
	不燃物	41,083	1,974	14,352	6,156	18,601	4,954	596	75,806	545	118,030	323	91.6				
	資源ごみ	13,855	93	9,380	4	4,378	13	29	—	△ 111	13,773	38	98.2				
H23	合計	578,978	5,377	298,212	168,192	107,197	34,603	93,102	76,809	△ 1,002	747,887	2,043	99.5				
	可燃物	526,289	3,352	275,070	162,089	85,778	29,308	92,521	—	—	618,810	1,691	99.9				
	不燃物	38,838	1,922	13,769	6,099	17,048	5,279	560	76,809	△ 915	115,292	315	97.7				
	資源ごみ	13,851	103	9,373	4	4,371	16	21	—	△ 87	13,785	37	100.1				
H24	合計	582,692	5,497	299,424	165,891	111,880	36,388	94,091	76,526	△ 201	753,108	2,063	100.7				
	可燃物	527,533	3,409	275,894	159,964	88,266	30,420	93,509	—	—	621,042	1,701	100.4				
	不燃物	41,531	2,007	14,051	5,923	19,550	5,933	554	76,526	△ 145	118,466	324	102.8				
	資源ごみ	13,628	81	9,479	4	4,064	35	28	—	△ 56	13,600	38	98.7				
H25	合計	587,055	5,551	301,064	166,626	113,814	39,647	91,396	81,802	△ 433	759,820	2,082	100.9				
	可燃物	529,211	3,286	275,827	160,713	89,385	32,993	90,919	—	—	620,130	1,699	99.9				
	不燃物	43,824	2,172	15,107	5,912	20,633	6,654	477	81,802	△ 325	125,778	345	106.2				
	資源ごみ	14,020	93	10,130	1	3,796	0	0	—	△ 108	13,912	38	102.3				
H26	合計	589,026	5,572	300,853	165,391	117,210	41,678	91,010	82,706	△ 94	762,648	2,090	100.4				
	可燃物	529,487	3,424	273,782	159,623	92,668	34,226	90,541	—	—	620,028	1,699	100.0				
	不燃物	45,051	2,085	16,739	5,768	20,459	7,452	468	82,706	50	128,275	351	102.0				
	資源ごみ	14,488	63	10,332	0	4,093	0	1	—	△ 144	14,345	40	103.1				
H27	合計	589,617	4,405	303,785	164,837	116,590	41,283	60,640	76,846	△ 976	726,127	1,984	95.2				
	可燃物	527,895	2,896	275,852	159,082	90,065	31,798	60,107	—	—	588,002	1,607	94.8				
	不燃物	46,979	1,460	17,256	5,755	22,508	9,485	533	76,846	△ 886	123,472	337	96.3				
	資源ごみ	14,743	49	10,677	0	4,017	0	0	—	△ 90	14,653	40	102.1				
H28	合計	587,567	4,527	299,145	162,735	121,160	42,271	8,336	71,921	44	667,868	1,830	92.0				
	可燃物	524,006	2,866	270,587	156,341	94,212	31,318	7,825	—	—	531,831	1,457	90.4				
	不燃物	50,296	1,426	17,869	6,394	24,607	10,953	511	71,921	181	122,909	337	99.5				
	資源ごみ	13,265	235	10,689	0	2,341	0	0	—	△ 137	13,128	36	89.6				
H29	合計	590,133	4,020	299,748	161,755	124,610	57,662	11,020	69,310	△ 512	669,951	1,835	100.3				
	可燃物	526,464	2,553	270,167	156,444	97,300	44,214	10,498	—	—	536,962	1,471	101.0				
	不燃物	50,335	1,239	18,694	5,311	25,091	13,448	522	69,310	△ 428	119,739	328	97.4				
	資源ごみ	13,334	228	10,887	0	2,219	0	0	—	△ 85	13,249	36	100.9				
H30	合計	596,465	2,152	301,801	161,096	131,416	64,664	5,431	70,504	0	672,400	1,842	100.4				
	可燃物	527,555	1,352	270,688	155,818	99,697	48,007	4,892	0	—	532,447	1,459	99.2				
	不燃物	56,963	568	20,115	5,278	31,002	16,657	539	70,504	0	128,006	350	106.9				
	資源ごみ	11,947	232	10,998	0	717	0	0	—	0	11,947	33	90.2				
R1	合計	579,734	637	306,413	160,858	111,826	55,936	6,749	71,277	0	657,760	1,797	97.8				
	可燃物	514,559	341	274,192	155,565	84,461	40,982	6,156	—	—	520,715	1,423	97.8				
	不燃物	53,923	110	21,155	5,293	27,365	14,954	593	71,277	0	125,793	343	98.3				
	資源ごみ	11,252	186	11,066	0	0	0	0	—	0	11,252	31	94.2				
R2	合計	543,999	76	317,792	126,879	99,252	52,371	7,811	65,762	0	617,572	1,691	94.1				
	可燃物	474,641	65	280,370	122,913	71,293	34,922	7,198	—	—	481,839	1,320	92.8				
	不燃物	56,795	9	24,861	3,966	27,959	17,449	613	65,762	0	123,170	337	98.3				
	資源ごみ	12,563	2	12,561	0	0	0	0	—	0	12,563	34	109.7				

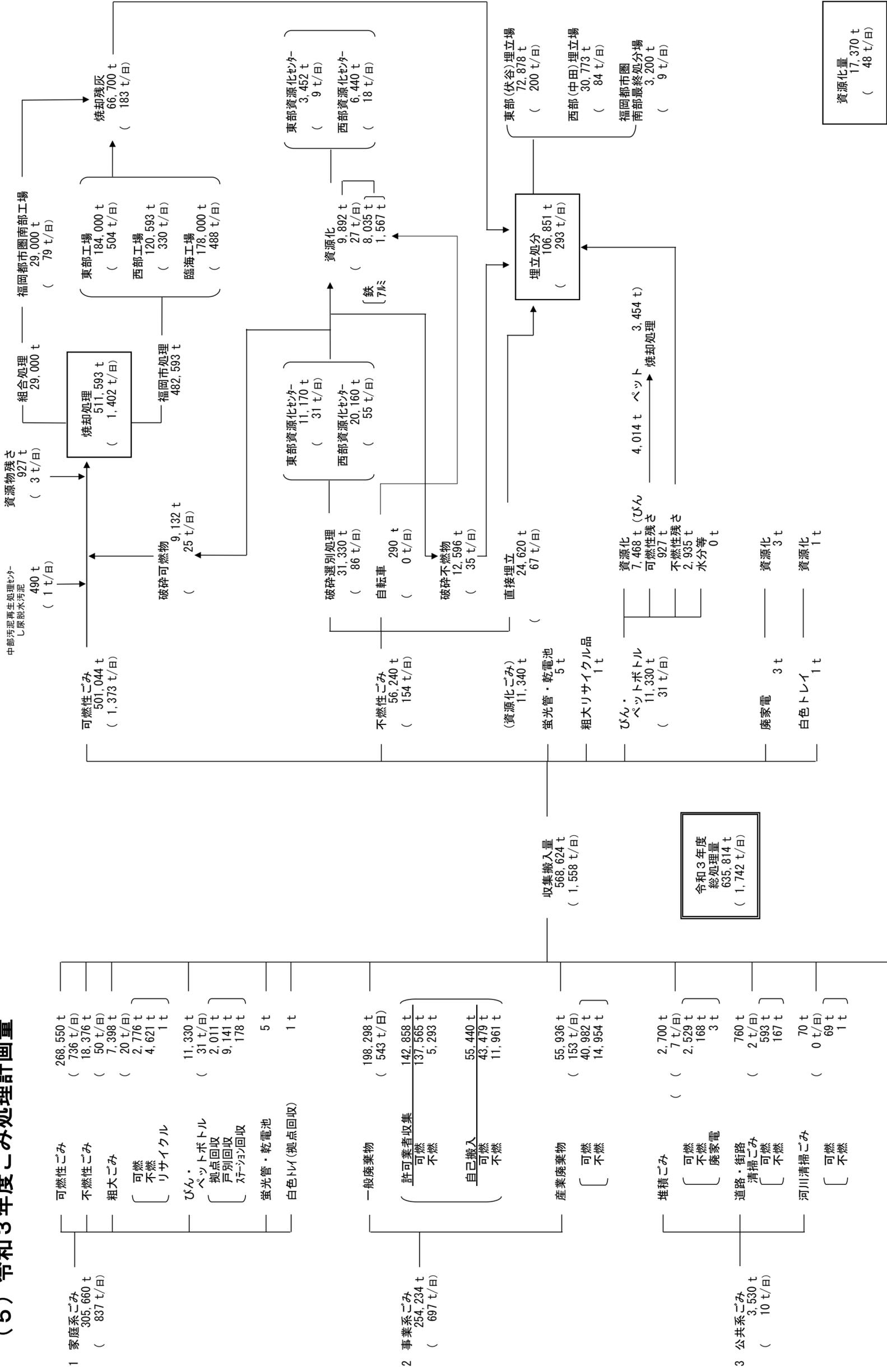
(単位：t)

(4) 令和2年度ごみ処理実績



- 1 1日当たりは、365日換算。
- 2 総処理量は、焼却処理量、埋立処分量及び資源化量の合計に不燃物譲渡を加えたもの。
- 3 単位未満は、原則として四捨五入しているため、総数と内訳の合計が合わない場合がある。

(5) 令和3年度ごみ処理計画量



1 1日当たりは、365日換算。
 2 総処理量は、焼却処理量、埋立処分量及び資源化量の合計に不燃物譲渡を加えたもの。
 3 単位未満は、原則として四捨五入しているため、総数と内訳の合計が合わない場合がある。

(6)ごみ処理コスト(令和元年度一般家庭ごみ)

収集量1t当たりコスト及び市民1人当たりコスト

※令和元年10月1日現在の推計人口 1,592,657 人

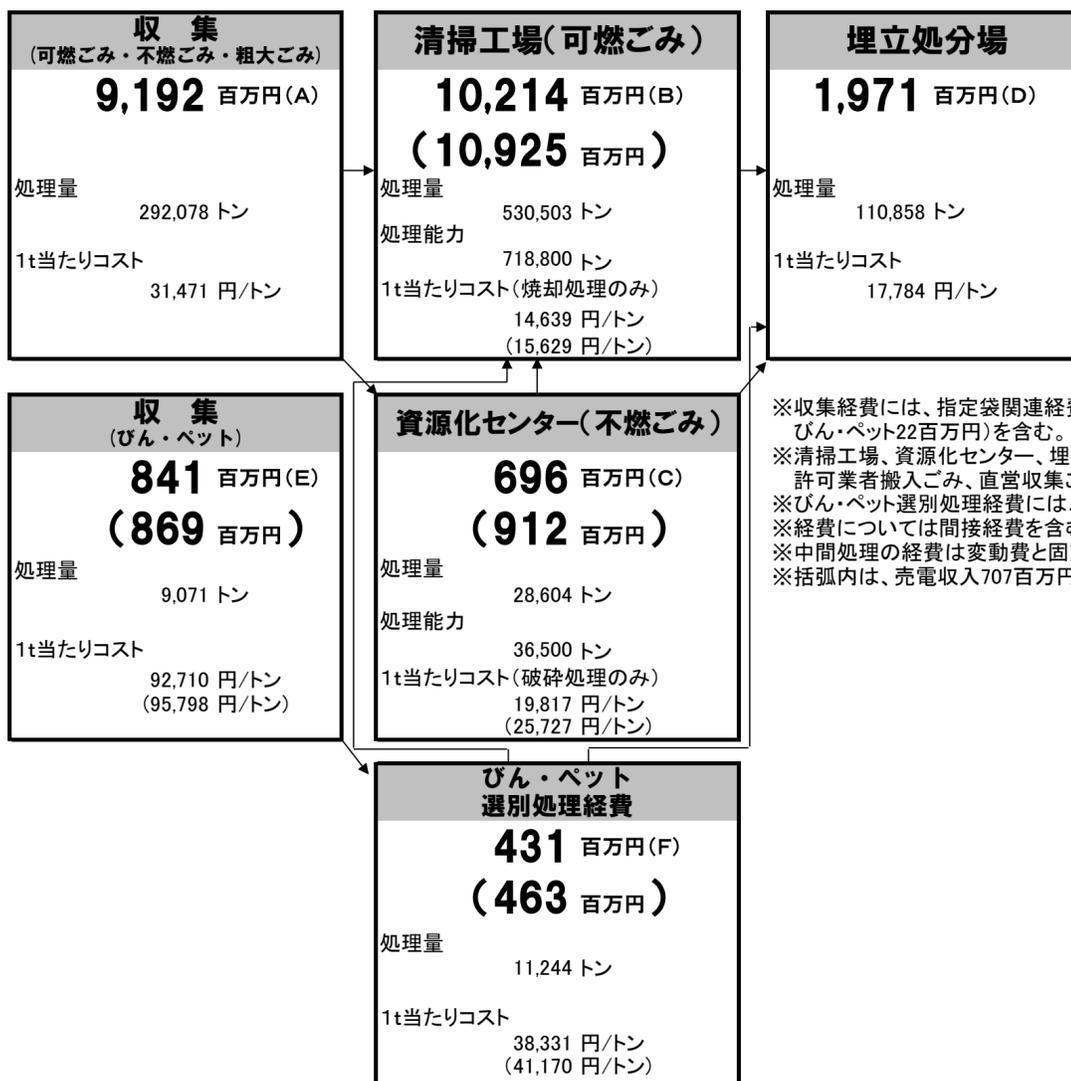
		収集	中間処理	最終処分	計	一袋当り(45L)
収集量 1t 当り	可燃ごみ	27,993 円	14,639 円 (15,629 円)	2,389 円	45,021 円 (46,011 円)	176 円/袋 (180 円/袋)
	不燃ごみ	50,101 円	26,253 円 (32,163 円)	7,879 円	84,233 円 (90,143 円)	351 円/袋 (376 円/袋)
	粗大ごみ	130,031 円	21,843 円 (25,885 円)	5,794 円	157,668 円 (161,710 円)	
	びん・ペット	92,710 円 (95,798 円)	38,331 円 (41,170 円)	2,202 円	133,243 円 (139,170 円)	221 円/袋 (231 円/袋)
市民 1人 当り	可燃ごみ	4,724 円	2,471 円 (2,638 円)	403 円	7,598 円 (7,765 円)	※1袋当り、 可燃ごみ3.91kg 不燃ごみ4.17kg びん・ペット1.66kg で換算 (令和元年度家庭系ごみ袋の 重量調査結果より)
	不燃ごみ	535 円	280 円 (344 円)	84 円	899 円 (963 円)	
	粗大ごみ	512 円	86 円 (102 円)	23 円	621 円 (637 円)	
	びん・ペット	528 円 (546 円)	218 円 (234 円)	13 円	759 円 (793 円)	
	計	6,299 円 (6,317 円)	3,055 円 (3,318 円)	523 円	9,877 円 (10,158 円)	

【参考資料】

1 家庭系収集経費

可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	合計
7,525 百万円	852 百万円	815 百万円	9,192 百万円
268,796 トン	17,014 トン	6,268 トン	292,078 トン
27,993 円/トン	50,101 円/トン	130,031 円/トン	31,471 円/トン

2 ごみ処理経費



※収集経費には、指定袋関連経費(可燃609百万円、不燃46百万円、びん・ペット22百万円)を含む。
 ※清掃工場、資源化センター、埋立処分場の経費は、自己搬入ごみ、許可業者搬入ごみ、直営収集ごみ、公共系ごみ等を含む。
 ※びん・ペット選別処理経費には、拠点回収、ステーション回収分を含む。
 ※経費については間接経費を含む。
 ※中間処理の経費は変動費と固定費に分類し、処理量と処理能力で割って算出。
 ※括弧内は、売電収入707百万円、資源物売却収入231百万円等を控除する前の金額。

経費合計 (A)+(B)+(C)+(D)+(E)+(F)	23,345 百万円 (24,332 百万円)
--	--

2 し尿処理事業

(1) 現況

本市では、「生活環境の改善」、「公共用水域の水質保全」などの目的で、下水道整備を推進した結果、令和2年度末の下水道処理区域内の人口は約161万人、人口普及率は99.7%に達している。

この下水道整備の進捗に伴い、27年度から元年度までの5年間において、し尿収集人口は、対前年比平均約8%ずつ減少し、令和2年度については対前年比約7.5%（167人）の減となり、総人口に占める割合は約0.13%となっている。

令和2年度のし尿、浄化槽汚泥の一日当りの収集量は44k1で、今後とも下水道の普及に伴い減少が見込まれる。

(2) し尿等の収集・搬入

① し尿

くみとり式便所の家庭や事業所については、委託により、令和2年度は6台の車両で、原則として毎月1回の定期収集と臨時くみとりを行っている。

◎ し尿収集の申込み及びし尿収集業務の指示

し尿収集の新規の申込み、解約、又は申込事項を変更する場合は、所定の「し尿処理申出（変更・不要申出）書」又は「住民票異動届」の様式により区役所（生活環境課または市民課、なお西区西部出張所は市民相談係）において受け付け、し尿収集業務の受託者である公益財団法人ふくおか環境財団に必要な指示を行っている。

② 浄化槽汚泥

浄化槽は、毎年1回以上の清掃を行うことが義務付けられており、その清掃汚泥は、市長が許可した浄化槽清掃業者であって一般廃棄物の収集運搬を許可した業者（令和3年4月1日現在、2業者、車両8台）が浄化槽を清掃する際に収集している。

③ 市外搬入し尿

し尿の衛生的な陸上処理が困難な自治体については、行政的な相互協力を図るため、昭和41年8月からし尿終末処理事務の受託を開始し、令和3年4月1日現在では、久山町の1町について受託している。

④ 参考図表

ア 収集運搬計画（令和3年度）

区 分		収集運搬主体	収集区域の範囲	収集回数	収集の方法	搬入先
し 尿 等	し 尿	市（委託）	本市の区域	月1回	戸別収集	中部汚泥再生 処理センター
	浄化槽 汚 泥	市の許可 した業者		随時		

（久山中継所は平成18年度末、玄界島中継施設は平成21年度末で廃止）

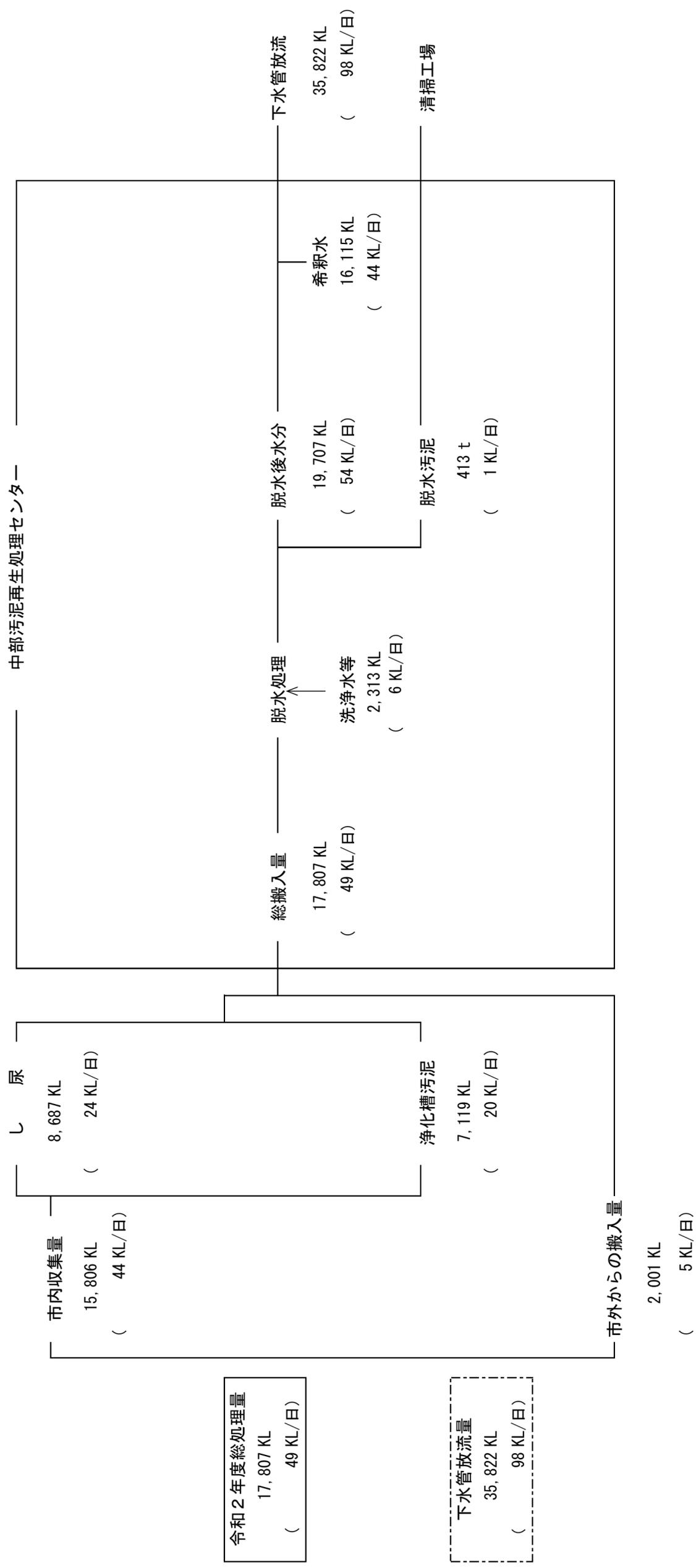
(4) し尿処理量の推移

し尿処理量の推移

区分		H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
人口		1,483,052	1,494,978	1,510,566	1,523,537	1,543,921	1,557,689	1,570,095	1,582,695	1,596,953	1,616,351
処理区域人口	前年度比(%)	101.0	100.8	101.0	100.9	101.3	100.9	100.8	100.8	100.9	101.2
水道	普及率(%)	1,476,300	1,488,400	1,505,000	1,518,100	1,538,600	1,552,450	1,565,020	1,577,770	1,592,110	1,611,660
利用人口	水洗濯率(%)	1,486,095	1,479,278	1,496,716	1,510,383	1,531,672	1,545,980	1,558,851	1,572,036	1,586,816	1,606,868
		98.9	98.9	99.1	99.1	99.2	99.2	99.3	99.3	99.4	99.4
し尿収集人口	構成比(%)	4,483	4,086	3,714	3,375	3,085	2,823	2,596	2,381	2,233	2,066
	前年度比(%)	0.3	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.1	0.1
浄化槽等人口	前年度比(%)	90.4	91.1	90.9	90.9	91.4	91.5	92.0	91.7	93.8	92.5
	構成比(%)	12,474	11,614	10,136	9,779	9,164	8,866	8,648	8,278	7,904	7,417
		0.8	0.8	0.7	0.6	0.6	0.6	0.6	0.5	0.5	0.5
市内収集量	日量	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
委託	日量	11,722	11,211	10,992	10,699	10,170	9,699	9,196	8,922	8,962	8,687
計	前年度比(%)	32	31	30	29	28	27	25	24	24	24
浄化槽汚泥搬入量	日量	90.9	95.6	98.0	97.3	95.1	95.4	94.8	97.0	100.4	96.9
(許可収集)	日量	8,135	8,746	7,621	7,487	7,775	8,069	7,333	7,591	7,907	7,119
計	前年度比(%)	22	24	21	21	21	22	20	21	22	20
	日量	19,857	19,957	18,613	18,186	17,945	17,768	16,530	16,513	16,869	15,806
	前年度比(%)	54	55	51	50	49	49	45	45	46	44
	日量	92	101	93	98	99	99	93	100	102	94
市外搬入量	日量	11,244	6,670	6,559	2,434	2,381	2,259	2,243	2,126	2,053	2,001
	受託市町	3町	2町	2町	1町						
洗浄水	日量	3,550	3,171	3,685	4,199	1,753	0	0	0	0	0
	日量	10	9	10	12	10	0	0	0	0	0
合計	日量	34,651	29,798	28,857	24,819	22,079	20,027	18,773	18,639	18,922	17,807
(要処理量)	前年度比(%)	95	82	79	68	66	55	51	51	52	49
処理・処理	日量	84.0	86.0	96.8	86.0	89.0	90.7	93.7	99.3	101.5	94.1
	日量	-	-	-	-	686	464	475	447	484	413
	日量	-	-	-	-	-	1	1	1	1	1
	日量	-	-	-	-	22,615	47,181	36,662	37,566	38,710	35,822
	日量	-	-	-	-	124	129	100	103	106	98
	日量	-	-	-	-	11,123	24,725	15,937	16,873	17,809	16,115
	日量	-	-	-	-	61	68	44	46	49	44
	日量	-	-	-	-	11,728	22,920	21,200	21,140	21,385	20,120
	日量	-	-	-	-	64	62	57	58	58	55
場下	日量	7,260	8,890	7,900	7,650	3,920	0	0	0	0	0
庄水	日量	27,515	20,960	20,850	17,060	8,395	0	0	0	0	0
送処理	日量	34,775	29,850	28,750	24,710	12,315	0	0	0	0	0
	日量	95	82	79	68	67	0	0	0	0	0
し尿処理場	日量	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日量	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	日量	34,775	29,850	28,750	24,710	24,043	22,920	21,200	21,140	21,385	20,120
	日量	95	82	79	68	66	63	58	58	58	55

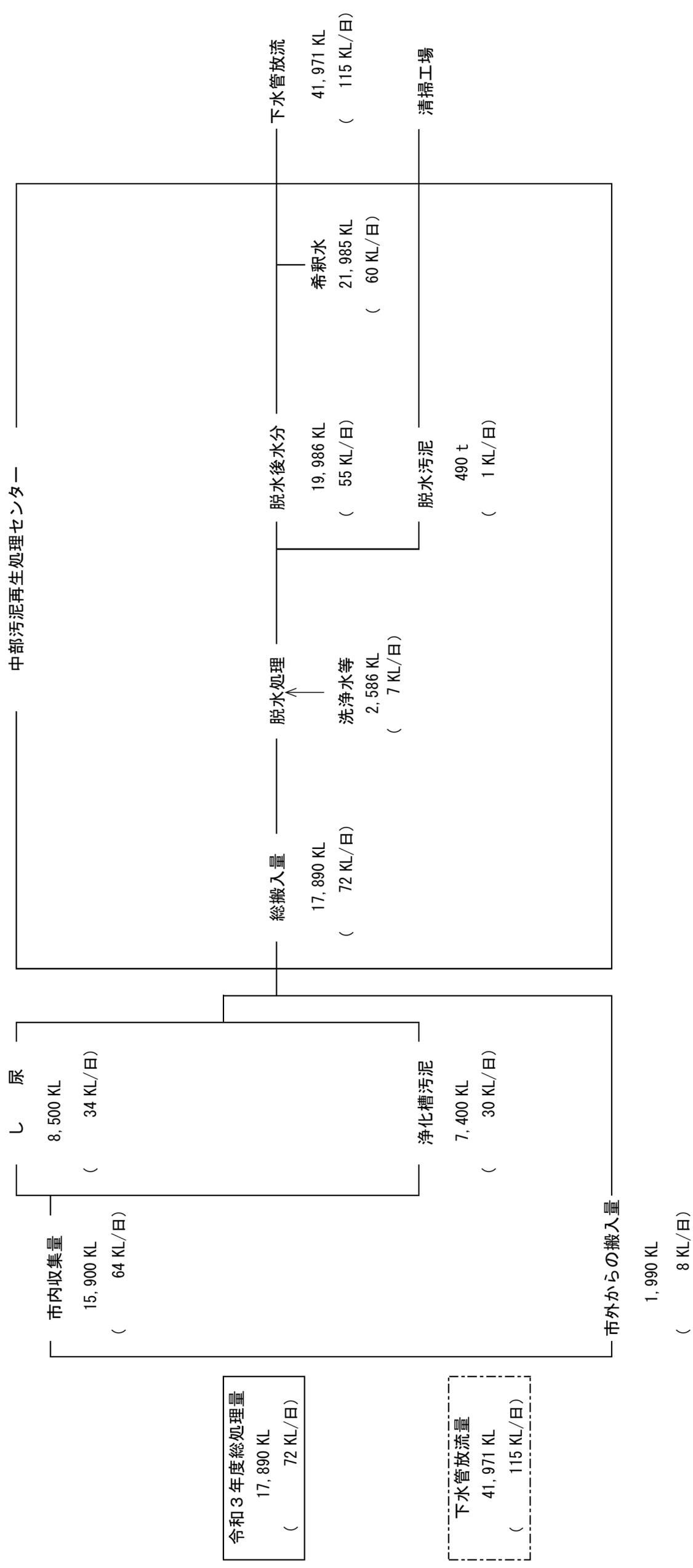
※人口は、年度末の人口(例:令和2年度では、令和3年4月1日現在の推計人口)。令和2年度は国勢調査結果速報(本市独自集計)の推計人口。
 市外搬入量:平成13年度以降は、那珂川町、篠栗町、篠原町、及び久山町の分。平成20年度以降は、那珂川町、新宮町、及び久山町の分。
 平成23年10月以降は、那珂川町及び久山町の分。平成26年度以降は、久山町の分。
 日量は、365日(うるう年は366日)にて割り戻し。

(5) 令和2年度し尿処理実績



(注) 日量は365日で割り戻し

(6) 令和3年度し尿処理計画量



(注) 1. 総搬入量の一日当りは 250日換算 (R2年度搬入実績)

(注) 2. 下水管放流量の一日当りは 365日換算 (毎日運転)

3 産業廃棄物対策

(1) 産業廃棄物の現状

① 産業廃棄物の発生及び処理状況

平成30年度における全国の産業廃棄物の発生量は、約3億7,883万トンで、前年度の約3億8,354万トンに比べて約471万トン(約1.2%)の減少となった。発生量のうち、再生利用量は約1億9,901万トン、減量化量は約1億7,070万トン、最終処分量は約913万トンであり、ほとんどが再生利用及び減量化されている。

令和元年度における市内の産業廃棄物の発生量は、約162万トンとなっており、平成30年度に比べ約2万トン(約1%)減少している。種類別の発生量は、がれき類が約100万7千トン、汚泥が約20万3千トンであり、この2種類で全体の約75%を占めている。一方、市内の特別管理産業廃棄物の発生量は、約7千3百トンとなっている。

令和元年度における市内の産業廃棄物処理業者による処理量は約154万トンであり、このうち最も多いがれき類の9割以上が再生利用される等、産業廃棄物の減量化及び再生利用が行われている。また、最終処分場においては、約3万5千トンが埋め立てられている。

ア 福岡市内の産業廃棄物発生量 (万トン)

産業廃棄物の種類	平成27年度 市内発生量	平成28年度 市内発生量	平成29年度 市内発生量	平成30年度 市内発生量	令和元年度 市内発生量
燃 え 殻	0.4	0.4	0.3	0.4	0.2
汚 泥 (有 機)	2.1	1.3	0.8	0.7	0.4
汚 泥 (無 機)	15.4	20.6	11.5	22.0	19.9
廃 油	1.1	0.8	0.9	1.4	0.9
廃 酸	0.1	0.1	0.1	0.4	0.1
廃 ア ル カ リ	0.5	0.1	0.1	0.1	0.1
廃プラスチック類	5.3	6.0	7.9	8.9	5.6
紙 く ず	1.4	1.1	1.4	1.1	1.0
木 く ず	6.3	5.4	7.2	9.7	7.1
織 維 く ず	0.1	0.0	0.0	0.1	0.0
動植物性残さ	0.4	0.3	0.7	0.8	0.4
動植物性固形不要物	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0
ゴ ム く ず	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
金 属 く ず	4.5	4.9	5.4	7.3	4.7
ガ ラ 陶	7.0	7.6	8.3	9.6	12.6
鋳 さ い	0.1	0.1	0.2	0.2	0.1
が れ き 類	89.2	99.9	91.3	90.5	100.7
家 畜 ふ ん 尿	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
家 畜 の 死 体	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
ダ ス ト 類	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
政令第13号廃棄物	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
混 合 廃 棄 物	3.6	7.7	5.5	10.9	8.3
合 計	137.6	156.4	141.7	164.2	162.1

※産業廃棄物収集運搬業者の実績報告書の集計値

イ 福岡市内の特別管理産業廃棄物発生量

(トン)

産業廃棄物の種類	平成27年度 市内発生量	平成28年度 市内発生量	平成29年度 市内発生量	平成30年度 市内発生量	令和元年度 市内発生量
燃 え 殻	2.0	0.0	0.0	15.2	17.1
汚 泥	33.9	20.1	16.4	90.1	10.1
廃 油	278.9	293.1	324.6	314.2	294.2
廃 酸	831.8	1,362.0	518.2	605.8	431.7
廃 アルカリ	376.4	281.0	302.0	420.1	319.8
鋳 さ い	7.3	30.4	33.0	0.0	0.0
ダ ス ト 類	83.0	0.0	79.2	15.6	0.2
政令第13号廃棄物	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
感 染 性 廃 棄 物	5,135.3	5,282.2	5,955.0	5,643.5	5,730.0
廃 P C B 等	296.6	110.0	245.0	166.3	171.5
廃 石 綿 等	86.3	89.0	83.1	84.1	294.4
廃 水 銀 等	—	—	0.0	11.1	0.0
混 合 廃 棄 物	0.0	0.0	0.0	0.2	0.0
合 計	7,131.5	7,467.8	7,556.5	7,366.3	7,269.0

※産業廃棄物収集運搬業者の実績報告書の集計値

※廃水銀等は、法改正に伴い平成29年度発生量から集計を開始

ウ 福岡市内の産業廃棄物処理業者による処理量 (令和元年度)

(トン)

	市内発生分	市外発生分	合 計
産 業 廃 棄 物 中 間 処 理 量	1,155,029	388,191	1,543,220
特別管理産業廃棄物中間処理量	198	71	269
産 業 廃 棄 物 最 終 処 分 量	13,103	22,438	35,541

※産業廃棄物処理業者の実績報告書の集計値

② 産業廃棄物処理業者の許可状況

令和3年3月31日現在の本市における産業廃棄物処理業者の許可業者数については、合計で117件である。

産業廃棄物処理業者の許可状況 (令和3年3月31日現在)

年度	収集運搬業	中間処理業	最終処分業	特別管理 産業廃棄物 収集運搬業	特別管理 産業廃棄物 中間処理業	合計
H28	50(31)	69	6	3(2)	2	130
H29	49(32)	64	6	3(2)	2	124
H30	45(31)	66	5	4(3)	2	122
R1	41(30)	65	5	4(3)	2	117
R2	38(28)	65	4	4(3)	2	113

※業者数中の括弧内について、積替え保管業者数(内数)を示す。また、合計は延べ許可業者数を示す。

③ 産業廃棄物処理施設の設置状況

本市に設置されている「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）第15条に規定される産業廃棄物処理施設は59施設（移動式を含む。）であり、そのうち事業者の自己処理施設は12施設である。

産業廃棄物処理施設の設置状況（令和3年4月1日現在）

施設の種類	施設数（移動式を含む）			残余容量
	合計	事業者	処理業者	
合計	59	12	47	
汚泥の脱水施設	15	5	10	
汚泥の焼却施設	1	0	1	
汚泥の乾燥施設	1	0	1	
廃油の焼却施設	2	0	2	
廃プラスチック類の破碎施設	4	0	4	
廃プラスチック類の焼却施設	3	1	2	
シアン分解施設	1	1	0	
その他の焼却施設	3	1	2	
木くず、がれき類の破碎施設	24	3	21	
安定型処分場	4	1	3	226,272(m ³)
管理型処分場	1	0	1	2,289(m ³)

※安定型及び管理型処分場の残余容量は、令和2年3月31日現在

④ 自動車リサイクル法登録・許可業者数及び処理状況

令和2年度における全国の使用済み自動車の処理台数は約315万台であり、適正処理された車は、エンジン・ボディ等を中古部品として、また、タイヤ（燃料）・ボディ（鉄）等を原材料として、車の90%以上がリサイクルされている。

令和2年度の市内の実績は、約8千台の使用済み自動車引き取られ、フロン・廃油・エアバック類の処理、中古部品のリサイクル、更に、解体・破碎した鉄スクラップが鉄として再生されている。

自動車リサイクル法登録・許可業者数及び処理状況

	業者数	処 理 台 数 (台)		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度
引 取 業 者	103	10,838	9,444	7,872
フロン類回収業者	26	4,770 (うち再利用2)	5,343 (うち再利用0)	4,331 (うち再利用0)
解体業者	13	5,277 (うちガラ輸出110)	5,344 (うちガラ輸出50)	4,793 (うちガラ輸出5)
破 碎 業 者	5	7,988	7,764	7,693
合 計	147			

※業者数は令和3年3月31日現在

(2) 産業廃棄物処理の指導について

産業廃棄物を取りまく状況は日々変化しており、それに伴い廃棄物処理法も毎年のように法改正が行われている状況である。

本市においては、次の4項目を基本方針とし、産業廃棄物の適正処理及びより一層の減量化・有効利用に積極的に取り組んでいる。

- ①適正処理の推進
- ②減量化・有効利用の推進
- ③適正処理施設の設置の推進
- ④排出事業者及び処理業者の意識向上の推進

(3) 適正処理の推進

① 産業廃棄物排出事業者の監視・指導

ア 法に基づく産業廃棄物多量排出事業者の指導

廃棄物処理法第12条第9項、同条第12条の2第10項に基づき、多量排出事業者（前年度の産業廃棄物発生量が1,000 t（特別管理産業廃棄物は50 t）以上である事業者）は、産業廃棄物の減量、処理に関する計画、およびその実施状況について提出することとされている。

令和2年度には288事業者の提出を受理し、一年間、縦覧に供するとともに、提出のあった中から抽出した事業者に対して立入検査を行い、廃棄物の減量、適正処理に関する指導・助言を行っている（令和2年度立入事業者数：0事業者）。

なお、平成23年度提出分から、本市ホームページにて公表している。

イ 多量に産業廃棄物を排出する建設事業者の指導

「福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」により、建設系廃棄物を多量（発生見込量が500m³以上）に排出する事業者等には産業廃棄物処理計画の提出を義務づけており、これらの事業所に対し立入検査を行い、適正処理を指導している。

（令和2年度受理件数：159件、立入件数 33件）

●主な指導内容

減量化・有効利用の推進

委託契約書の締結、管理票（マニフェスト）の記載・交付・確認・保管

ウ 特別管理産業廃棄物排出事業者の指導

(ア) アスベスト排出事業者

アスベスト廃棄物の適正保管・処理及び飛散等の事故を防止するため、アスベスト除去等工事現場へ立入検査を行い指導している。(立入件数：89件)

(イ) PCB保管事業者

PCB特別措置法に基づき提出されるPCB廃棄物保管及び処理状況報告の届出による適正処理の確認の後、必要に応じ随時説明会や立入検査を行い、早期かつ適正処理を指導している。(立入件数：22件 届出事業所数：149事業所)

(ウ) 病院・その他の有害廃棄物の排出事業者

感染性廃棄物を排出する病院・医療関係検査機関及び重金属関係の廃液等を排出する事業者に対し、廃棄物の適正保管・処理及び事故を防止するため、必要に応じ随時立入検査を行い指導している。令和2年度は新型コロナウイルス蔓延による病院業務多忙に配慮し立入を中止した。(立入件数：0件)

●主な指導内容

管理責任者の設置、廃棄物の分別・保管状態、事故防止の取組み
委託契約書の締結、管理票（マニフェスト）の記載・交付・確認・保管

② 産業廃棄物処理業者の指導

本市内に処理施設を有する全ての処理業者（中間処理業者、最終処分業者、積替え保管業者）に対し、年間計画に基づき、業態に応じた内容の立入検査を行うとともに、必要に応じて随時立入検査を行うことにより、適正処理を指導している。

本市内に施設を有しない処理業者や福岡県知事による許可業者に対しても、必要に応じて立入検査を行い、適正処理を指導している。

(立入件数：445件)

●主な指導内容

処理業者の業態に応じた頻度での処理状況や保管状況の監視
委託契約書の締結、管理票（マニフェスト）の記載・交付・確認・保管、帳簿の記録
最終処分場における維持管理情報の公表、放流水・浸透水の水質検査
焼却施設における維持管理情報の公表、排ガス中のダイオキシン類の検査

③ 自動車リサイクル業者の指導

全ての解体業・破砕業許可業者に対し、年間計画に基づき、業態に応じた内容の立入検査を行うとともに、必要に応じて随時立入検査を行うことにより、適正処理を指導している。

登録業者に対しても、(公財)自動車リサイクル促進センターからの不適正処理に関する情報提供などから、必要に応じて立入検査を行い、適正処理を指導している。

(立入件数：65件)

●主な指導内容

業者の業態に応じた頻度での処理状況や保管状況の監視
自動車リサイクルシステム、帳簿の記録
法で回収が義務付けられているフロン類やエアバッグ等の適正処理

④ 苦情処理及び行政処分

不適正処理に係る苦情に関して現地調査を行っている。なお、令和2年度に処理した苦情件数は11件であった。

また苦情処理及び立入調査などで不適正処理が発覚した場合は口頭指導、文書指導を行い、改善が認められなければ行政処分等の措置を行っている。令和2年度は2件の文書指導を行った。

立入検査実施状況（環境局対応分）

区 分		年 度				
		H28	H29	H30	R1	R2
排出事業者	廃棄物処理法に基づく多量排出事業者	25	27	39	41	0
	建設工事現場及びその他の排出事業所 ※1	317	311	250	244	64
	P C B 保 管 事 業 者	70	426	37	411	22
	ア ス ベ ス ト 除 去 工 事 現 場	58	89	91	92	89
	病院・その他の有害廃棄物の排出事業場	12	10	24	24	0
許可業者	産業廃棄物処理業許可業者等	1,044	1,234	1,053	674	445
	自動車リサイクル法許可業者	96	99	141	127	65
苦情	不適正処理など苦情に関するもの	30	25	25	16	11
監視	重点監視事業所等 ※2	970	859	752	368	227
合 計		2,622	3,080	2,412	1,997	923

※1 1（2）に記載の多量に産業廃棄物を排出する建設事業場及びその他の排出事業所の立入検査の合計

※2 過去に苦情等があり、継続して監視が必要と認めた事業所

（4）減量化・有効利用の推進

① 公共工事における有効利用の推進

公共工事における建設系廃棄物のリサイクル及び適正処理を推進するため、庁内関係部局による「建設廃棄物・発生土等のリサイクル及び適正処理推進協議会」を平成5年4月に設置し、情報交換、調査・研究等を行っており、現在「がれき類」「建設汚泥」「残土」「グリーン調達」の専門部会を設けている。

また、本市発注の土木建設工事により発生する建設廃材については、再生利用施設を活用するとともに、道路舗装工事における再生品の利用基準を定め、廃コンクリート片を破砕し粒度調整した再生路盤材を使用するなど、産業廃棄物の減量化・有効利用に努めており、平成30年度のコンクリート塊、アスファルト塊のリサイクル率はほぼ100%となっている。

② その他の有効利用

事業者及び処理業者に対し、立ち入り検査や講習会等において、産業廃棄物の減量化・有効利用を促進するよう行政指導を行っている。

また、平成20年度より建設汚泥の「自ら利用」に係るマニュアルを策定しており、「建設汚泥の自ら利用計画書」の提出を受理し、適正処理、有効利用に関する指導を行っている。

(5) 適正処理施設の設置の推進

処理施設設置の際には、「福岡市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する要綱」（平成3年9月1日施行）に基づき、処理施設設置者と地域住民の合意形成が円滑に行われるよう努めている。

(6) 排出事業者及び処理業者の意識向上の推進

廃棄物処理法は毎年のように改正が繰り返されており、法律に対する排出事業者及び処理業者の知識不足が懸念されている。

また、現在の不適正処理の一因として、コスト主義による安価な処理料金への偏重、処理委託後の責任所在の曖昧さなど、排出事業者の産業廃棄物処理責任についての認識不足があげられる。

そのため、法律についての知識及び産業廃棄物の現状と課題に対する知識の普及・啓発に努め、事業者、業界団体と連携をとりながら、廃棄物の減量及び適正処理に対する理解と関心を高める必要がある。

① 普及啓発の推進

- ・排出事業者に対する立入検査や講習会を通して、自己処理責任の徹底を図っている。
- ・また、特に土木・建設業においては、元請業者のみならず、工事発注者（本市発注の公共工事の場合は市担当課）に対しても、その責務の認識を高めていく。
- ・処理業者に対する講習会や産業廃棄物処理業界の指導・育成に努め、処理業者の資質向上を図っている。
- ・各業界団体の実施する研修会等への協力を行い、業界団体の資質向上を図っている。

② 講習会等の実施

事業者及び処理業者の産業廃棄物に対する認識を高め、産業廃棄物の減量化・有効利用及び適正処理を推進するため、講習会及び説明会を実施している。なお、処理業者や土木建設業者等の各種団体からの要請に応じ、本市から講師を派遣している。令和2年度は新型コロナウイルス蔓延防止のため、講習会は中止した。

講習会実施状況

年 度	H28	H29	H30	R1	R2
実施回数(回)	10	10	10	7	0
受講者数(人)	925	661	528	509	0

4 外郭団体

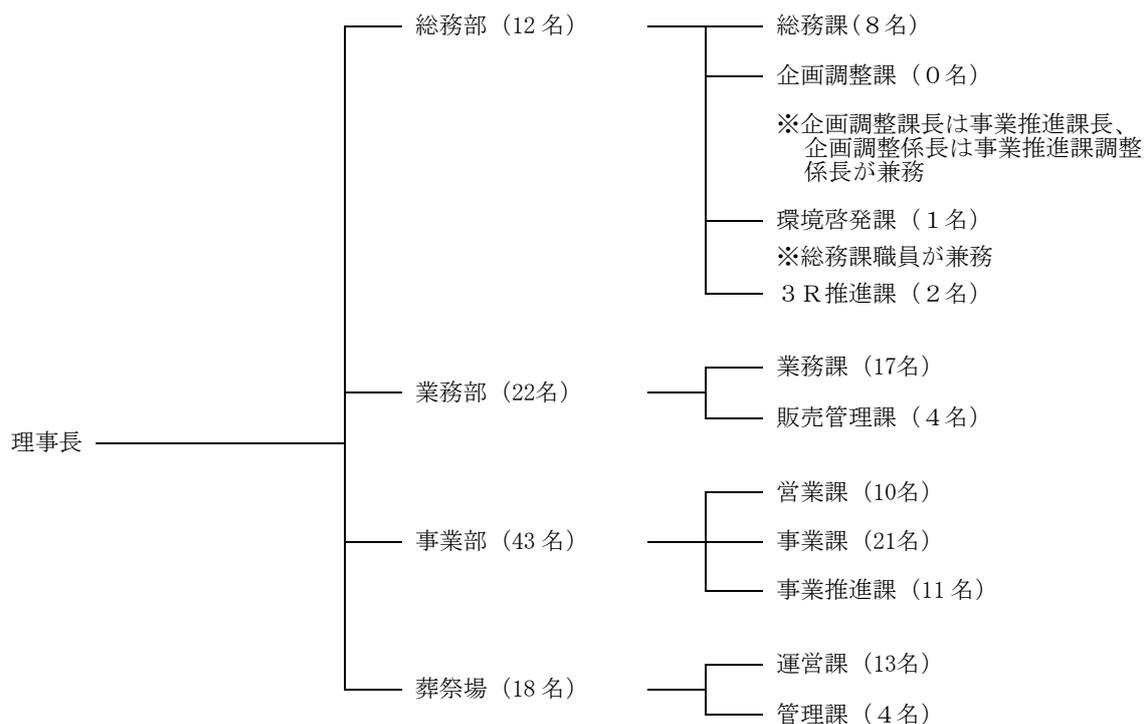
(1) 公益財団法人 ふくおか環境財団

下水道整備の進捗に伴い、散在化する対象世帯からし尿の効率的収集を図るとともに、委託制度切り替えに伴うし尿処理手数料の徴収事務に対処するため、昭和44年7月に設立、平成19年4月に株式会社都市環境と統合し、平成27年4月より公益財団法人へ移行した。

法人概要 (令和3年4月1日現在)

- ①名称 公益財団法人 ふくおか環境財団
- ②所在地 福岡市中央区那の津二丁目10番15号
- ③設立 平成19年4月1日
- ④基本財産 2,000万円 (全額福岡市出資)
- ⑤事業目的 廃棄物を適正に処理し、資源循環型社会の形成に資する事業を推進するとともに、広く公共の福祉の見地から公衆衛生の向上を図ることにより、住民の健康で文化的な生活環境の確保に寄与することを目的とする。
- ⑥事業
 - ア 環境に関する調査、研究及び啓発
 - イ 廃棄物処理技術の普及に関する事業
 - ウ 廃棄物関連施設の管理運営に関する事業
 - エ 廃棄物の収集及び運搬に関する事業
 - オ 家庭系指定袋の調達、保管及び配送に関する事業
 - カ 廃棄物処理手数料に関する事業
 - キ 家庭系粗大ごみ収集の受付及び相談に関する事業
 - ク 福岡市葬祭場の管理運営及び整備に関する事業
 - ケ 排水設備の検査に関する事業
 - コ 土地の貸付に関する事業
 - サ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

⑦組織



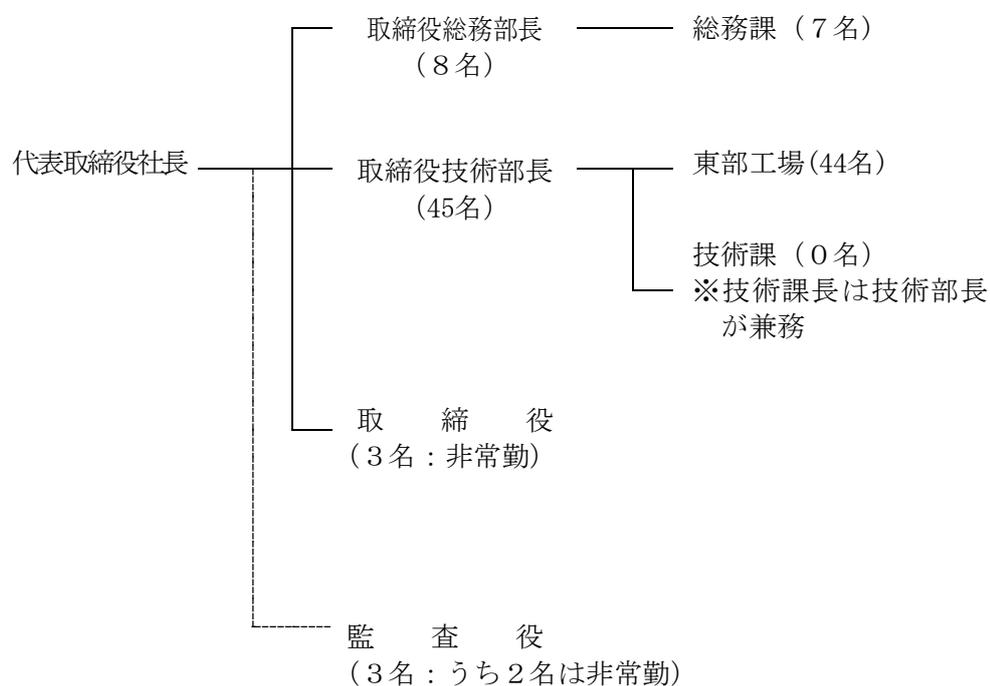
(総数96名)

(2) 株式会社 福岡クリーンエナジー

東部工場の建設・運営にあたり、循環型社会の構築という共通認識のもと、民間の資金、経営能力を活用して、効率的な施設の建設・運営を行うとともに、ごみ処理発電におけるサーマルリサイクルの更なる効率化を目指して、九州電力株式会社との共同出資により、平成12年10月20日に設立した。

会社概要 (令和3年4月1日現在)

- ①名称 株式会社 福岡クリーンエナジー
- ②所在地 福岡市早良区百道浜2丁目1番22号 福岡SRPセンタービル10階
- ③設立 平成12年10月20日
- ④資本金 50億円 (福岡市51%、九州電力(株)49%)
- ⑤事業目的 廃棄物処理の効率化、資源及びエネルギーの有効活用等を図るため、東部工場の建設及び運営と、これにより生ずる電気及び熱の供給等の事業を行うことを目的とする。
- ⑥事業
 - ア 福岡市との契約に基づく廃棄物の処理
 - イ 前号により生ずる電気及び熱の供給
 - ウ 廃棄物の処理及び発電に関する施設の建設及び運営
 - エ 前号に関するコンサルティング
 - オ 前各号に付帯する一切の事業
- ⑦組織



(総数55名)